

金融危機を防ぐために

総合政策学部教授 朴勝俊

米国発金融危機から10年以上が、またEUの政府債務危機・銀行危機から8年以上が経過した。金融危機の再発を防ぐために、また再発したとしてもその影響を最小限にするために、すでに様々な措置が検討され、実施されてきた。本稿では、その全体像を見渡す手助けとなる論文を3つ紹介したい。

金融機関の連鎖的な破綻を引き起こすシステムリスクを防ぐために、マクロプラウデンス政策と称される一連の規制がある。危機発生国である米国では、オバマ政権のもとで金融規制改革法（ドッド・フランク法）が2010年に導入された。若園(2018)「トランプ時代の米国金融規制」は、この法律に含まれるマクロプラウデンス政策の内容（システムリスクの監視・予測を担う機関の設立や、システム上重要な金融機関の規制など）を紹介した上で、この法律をめぐるオバマ政権と議会共和党との攻防と、トランプ政権下での一部改正に至った経緯を詳しく説明している。その結論は、トランプが規制を骨抜きにしたというイメージに反して、法改正は共和党と民主党の歩み寄りによる現実的な対応であったとするものである。金融危機後、急遽策定されたこの法律には、十分な議論を踏まえずに策定された条項も複数あり、それらが見直されたことが肯定的に評価されている。

日本では、銀行法・保険業法・金融商品取引法(証券業)といった別個の法律で、業態別の金融規制が行われてきた。しかし現在では、コンビニ・チェーンが傘下に銀行業を営み、IT企業なども様々な金融サービスを提供するなど、大きな状況変化のなかで、規制のあり方の再検討が求められていた。金融財政事情(2018)では、昨年6月19日に公表された金融制度スタディ・グループの「中間整理」の内容が、金融庁の担当者らの寄稿によって分かりやすく説明されている。旧来の業態別の規制から、決済・資金供与・資産運用・リスク移転といった機能別に業態横断的な規制を行う体制への転換と、同一の機能・同一のリスクには同一のルールという原則の確保が「中間整理」の内容であり、今後このような方向で規制改革が行われる可能性がある。

欧州連合(EU)のユーロ圏はある意味で、最も金融制度が脆弱な地域である。通常、民間銀行にとっては国債がもっとも安全な資産である。基本的に、通貨発行権を持つ政府が自国通貨建てで発行した国債が、(その政府の意志に反して)債務不履行(デフォルト)になることはないためである。しかし、通貨発行権を欧州中央銀行(ECB)に委譲したユーロ加盟国が発行する国債は(最も健全とされるドイツ国債でさえ)、事実上の外貨建てであり、財政状況が大

幅に悪化すれば債務不履行を免れない。その国債が価値を失えば、それを多く保有する民間銀行の財務状況が悪化し、最悪の場合には債務超過となりかねないが、銀行を政府が救済すると財政状況がさらに悪化する。つまりユーロ圏では、政府の財政危機と金融危機の負の連鎖が起こる可能性が無視できないのである。金子(2018)は、そのような事態を防ぐためのEU銀行同盟の構築に向けた取り組みを紹介したものである。銀行同盟は、銀行のリスク軽減のための規制、破綻処理メカニズム、共通の預金保険などからなる。欧州の銀行同盟は、加盟国間の経済的・政治的な利害の不一致のために順調に発展してきたわけではなく、「時々の社会・政治情勢に大きく翻弄されながら、一進一退を繰り返してきた」ことが、そしてまだまだ道半ばであることがよく分かる。

<文献>

金子寿太郎(2018)「EU 銀行同盟の関西に向けた新たな展開」『世界経済評論』62 巻 6 号、pp.60-70

週刊金融財政事情(2018)「特集 金融規制のホバーホール」『週刊金融財政事情』69 巻 32 号、pp.11-29

若園智明(2018)「トランプ時代の米国金融規制—マクロプルーデンスを巡る議論—」『証券経済研究』第 103 号、pp.1-19